

新設電柱の抑制に向けた対応方策について

令和4年4月
国土交通省 道路局

- 新設された電力柱のうち約2割が道路区域に新設されている。
- 道路における電柱新設を抑制するため、「緊急輸送道路の被害防止拡大」、「道路整備と併せた無電柱化」について、それぞれ対応を図る。

分析結果を踏まえた要因と対応方策(案)

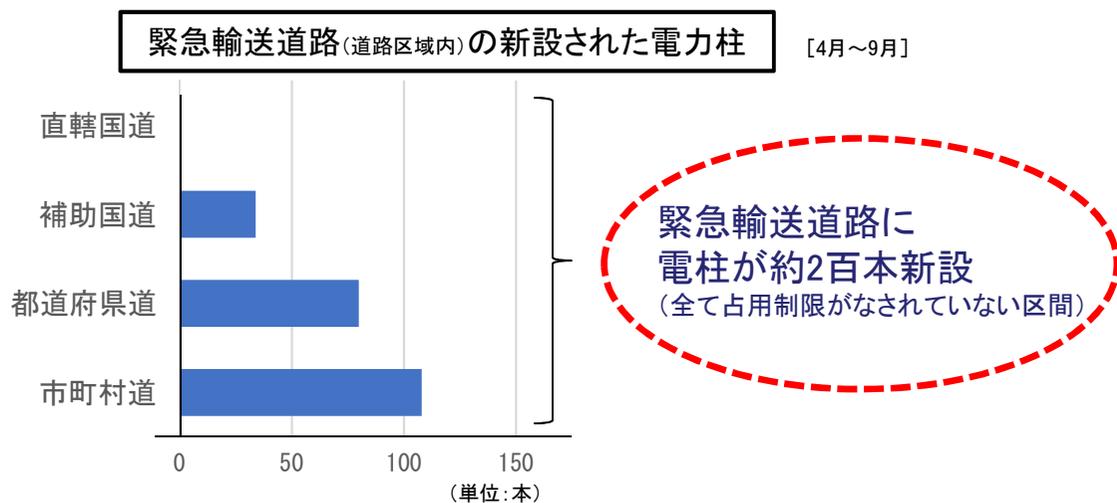
【ケース⑤⑥抜粋】

電柱新設のケース	電柱新設の要因	対応方策(案)
ケース⑤ 緊急輸送道路及び沿道 民地への電柱の新設 (約1.1千本) [4月~9月]	<ul style="list-style-type: none">• 工期の短さや低コストの観点から、緊急輸送道路で新設電柱の<u>占用制限措置</u>が導入されていない道路に電柱が新設。• 緊急輸送道路の沿道民地に電柱が新設。	【緊急輸送道路の被害拡大防止】 <ul style="list-style-type: none">• 緊急輸送道路全線において新設電柱の<u>占用制限措置</u>を行うため、整備局等より市町村へ措置の導入を促す。【道路】• 沿道民地において<u>届出対象区域の導入</u>を図る(直轄国道から優先的に導入)。【道路】
ケース⑥ 供用後1年以内の道路 に電柱新設 (約0.1千本) [4月~9月]	<ul style="list-style-type: none">• <u>無電柱化法第12条</u>による同時整備に向けた関係者間調整が不十分• 道路整備の後に施設が建設され、<u>工期の短さや低コスト</u>の観点から電柱新設が選択される。	【道路整備時の無電柱化】 <ul style="list-style-type: none">• 郊外の緊急輸送道路等について、<u>道路整備と同時に管路等を埋設</u>する整備を推進する。【電力・通信、道路、都市】

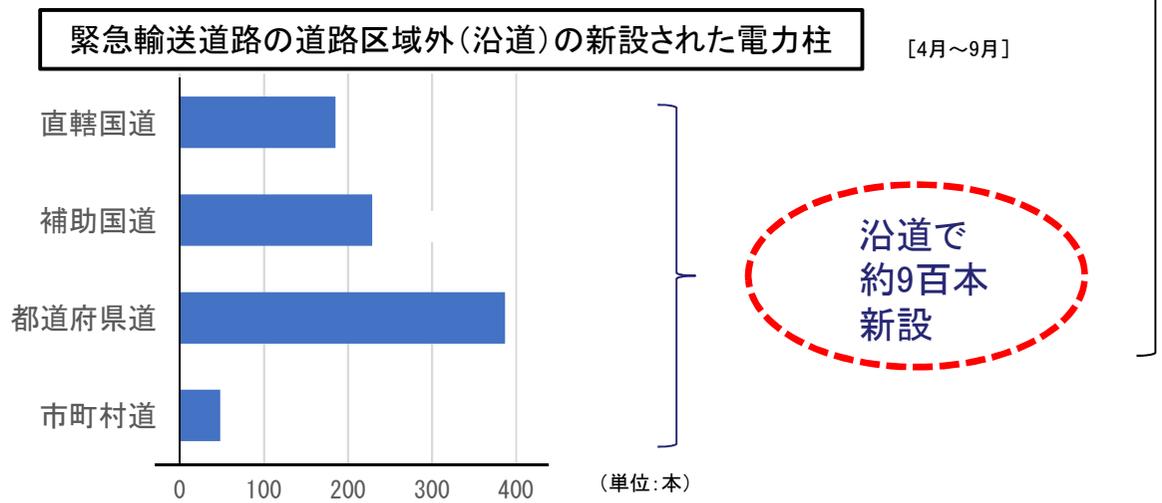
緊急輸送道路及び沿道民地への電力柱の新設状況 (ケース⑤関連)

- 緊急輸送道路(道路区域内)には、約2百本が新設されている(全て占用制限がなされていない区間)
- 緊急輸送道路の道路区域外(沿道)には、約9百本が新設されている

道路



民地



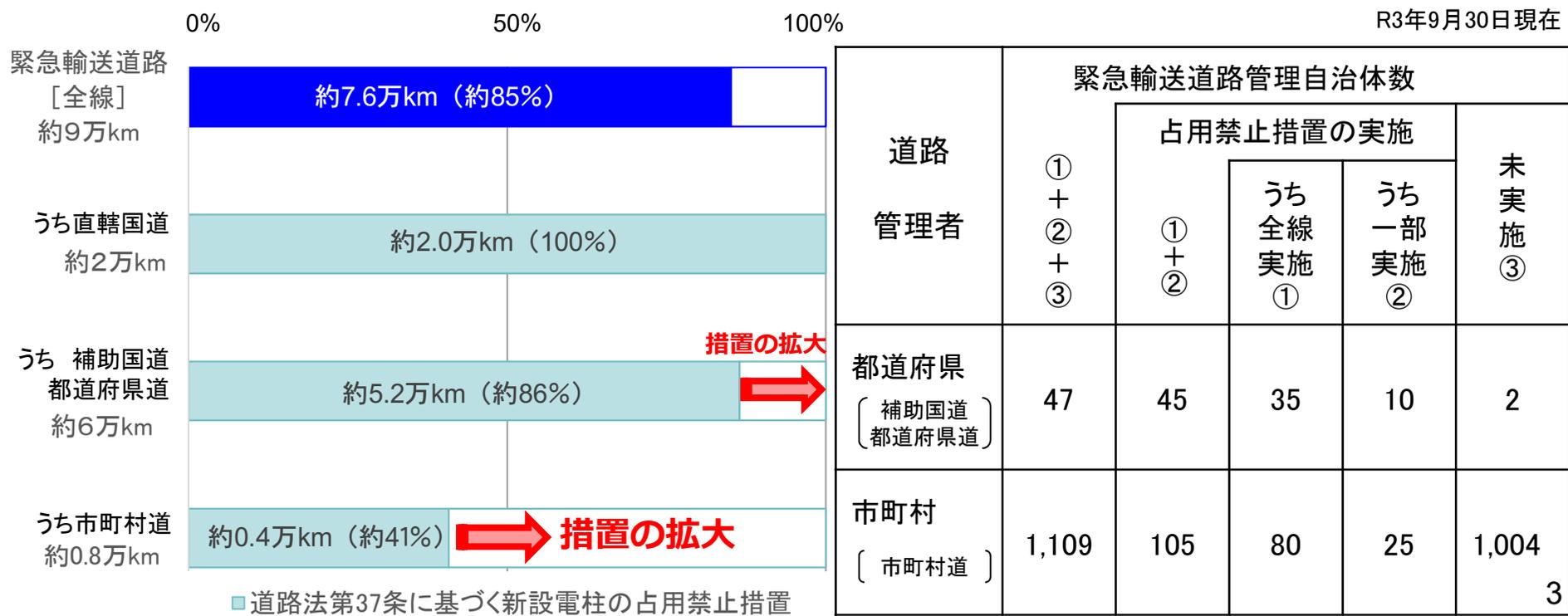
緊急輸送道路及び沿道民地に約1千1百本電柱が新設

緊急輸送道路における道路区域内の占用禁止措置 (ケース⑤関連)

- 緊急輸送道路約9万kmのうち約7万6千km(約85%)において、道路法第37条※に基づき、新設電柱の占用を禁止する措置を実施 (国管理 約2万kmは100%)
- 全線での措置に至っていない都道府県・市町村について、関係省庁の協力も得つつ、整備局等による支援を通じて措置の実施を促す

《道路種別毎の措置状況》

※道路法第37条(抜粋)
 道路管理者は(中略)区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる
 一 幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図る
 二 幅員が著しく狭い歩道について歩行者の安全かつ円滑な通行を図る
 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止(緊急輸送道路等)



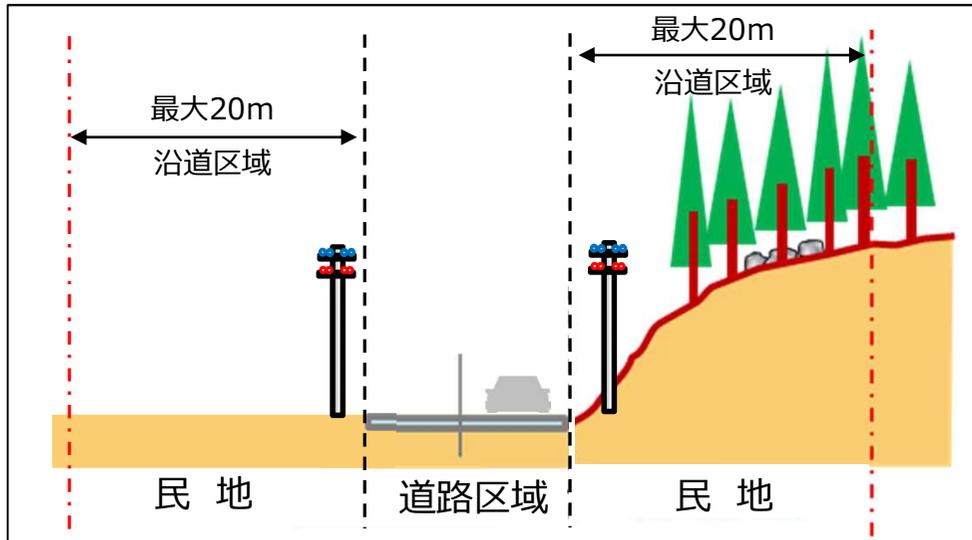
R3年9月30日現在

[対応方策]

緊急輸送道路における沿道民地を対象とした届出・勧告制度(ケース⑤関連)

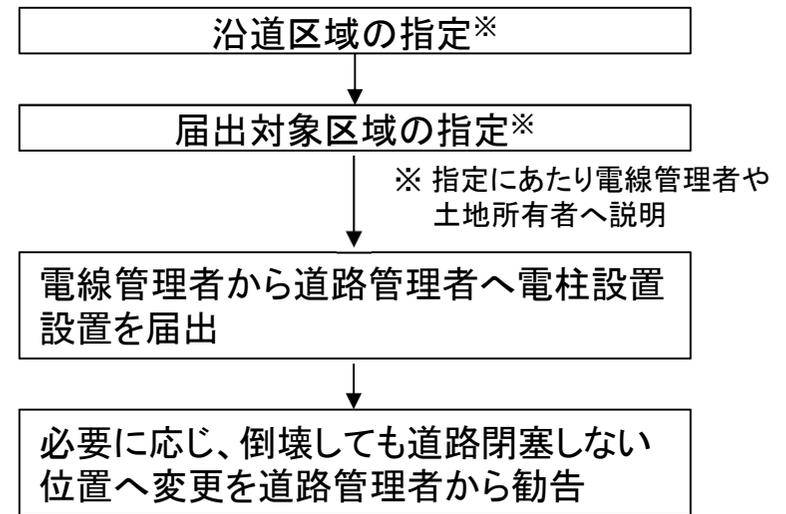
- 沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止する仕組みとして、道路法改正(R3年9月施行)により、沿道区域を設定し、当該区域内に届出対象区域を設定、区域内に電柱を設置する際は、道路管理者への届出、届出に対し、勧告できる「届出・勧告制度」を創設。
- まずは、直轄国道の中で、大規模地震の発生時の道路啓開計画の対象となっている緊急輸送ルートなど、重要な緊急輸送道路を対象に指定に向け手続きを進める。

【沿道区域・届出対象区域のイメージ】



※ 届出対象区域は沿道区域の中で設定

【手続きの流れ】



【道路の閉塞を防止する仕組み(イメージ)】

【沿道民地の電柱が倒壊し道路閉塞した例】

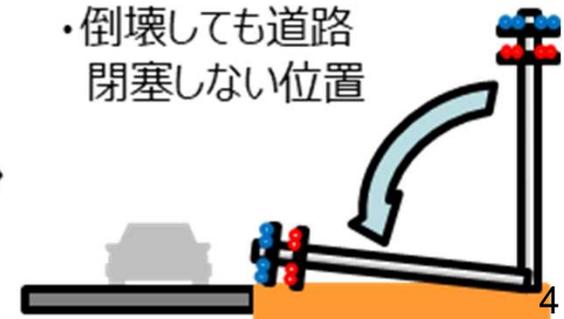


・倒壊すると道路が閉塞する位置



届出勧告制度の活用により

・倒壊しても道路閉塞しない位置

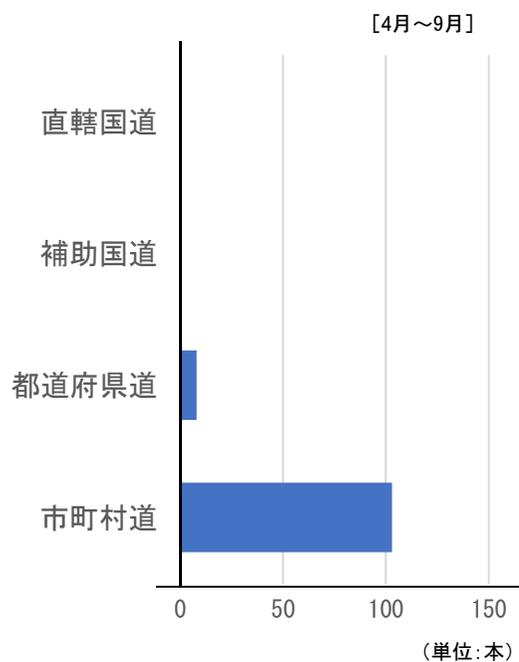


新設道路への電力柱の新設状況

(ケース⑥関連)

- 道路区域に新設された約6千本(4月~9月)のうち、約100本は、供用後、概ね1年以内の道路に新設されている。
- 原因について調査した結果、以下のような事例を把握
 - ・ 消防署等の新築に併せ道路が新設され、施設への電力供給のため電柱が新設
 - ・ 道路照明など新設道路に必要な施設への電力供給のため電柱が新設

供用後概ね1年以内(R2~R3供用)の道路に新設された電力柱



〔 消防署の新築により新設道路に電柱が新設 〕



〔 新設道路に必要な照明への電力供給のため電柱が新設 〕

- 無電柱化法第12条※では、電線管理者は、道路事業や市街地開発事業等が実施される場合には、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないよう規定。

※ [無電柱化法 第12条]

関係事業者は、社会資本整備重点計画法、都市計画法その他これらに類する事業が実施される場合には、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにする (中略)

- このため、道路整備と同時に電線類の地中化を進めるよう令和元年度に「手引き」を作成し、道路局、都市局から、地方整備局、自治体に通知。
- それにも関わらず供用後1年以内の道路に電柱が新設された事例があったことから、課題を把握し、整備局や関係省庁等を通じて自治体へ「手引き」の徹底を促す。

道路事業や市街地開発事業等と併せた無電柱化

令和元年9月

道路事業に併せた無電柱化を 推進するための手引き (道路局、都市局)

〔 技術的困難※と認められる場所以外は、
電線を地下に埋設

※掘削深さが十分でない
施工区間延長が短い
2年前までに工事着手の通知がされていない



- ・課題の把握
- ・自治体へ趣旨の徹底を促す

道路整備時の無電柱化

(ケース⑥関連)

- 従来、沿道の電力需要が明確でない場合は、ケーブル本数等が定まらないため、電線共同溝の設計ができず、電線共同溝の整備を実施してこなかった。
- 今後は、郊外の緊急輸送道路等について、当面の間は沿道の電力需要が明確でなくとも、将来、電力需要が見込める場合は、道路整備と同時に管路等を埋設することとし、令和4年度中にガイドラインを作成し、関係者に周知。

